

# 国税だより（令和6年2月発行分）

## ○ 確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税等の確定申告書を作成することができます。

マイナンバーカードを利用すれば、ご自宅から確定申告書をe-Taxで送信することができます。

◇ 所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。

◇ 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

特に、スマホを利用すれば、給与所得の源泉徴収票の記載内容をカメラで読み取ることができるほか、青色決算書や収支内訳書も作成することができ、申告書の控えもスマホに保存することができます。

近年は、ご自宅からe-Taxにより確定申告される方のうち、約半数の方がスマホを利用して申告しています。

ぜひ、所得税等の確定申告については、マイナンバーカードを利用して、ご自宅からスマホでのe-Taxをご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル



※「確定申告書等作成コーナー」はこちらから



## ○ 贈与と税金

令和5年中に個人から贈与により取得した財産の価額の合計額が110万円を超える方は、令和6年3月15日（金）までに贈与税の申告と納税が必要です。

なお、過去に父母等からの贈与について相続時精算課税制度を適用して申告した方は、その父母等から贈与により取得した財産の価額の合計額が110万円以下の場合であっても贈与税の申告が必要です。

また、父母等から贈与を受けた方（令和5年1月1日現在で18歳以上の方）は、特例税率により税額が軽減される場合があります（この場合、申告書に戸籍謄本などの書類を添付する必要があります。）。

このほか、贈与を受けた住宅取得等資金が非課税となる特例や、配偶者から居住用財産等の贈与を受けた場合の配偶者控除の特例などもあります。

申告書は、ご自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成することができます。作成した申告書は、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」で送信することもできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp> 又は  ) をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

# 国税だより（令和6年2月発行分）

## ○ 土地・建物や金地金を売ったとき

土地や建物などを売ったときの譲渡所得に対する税金は、給与所得などの他の所得と区分して計算（分離譲渡所得）することとなり、売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いた分離譲渡所得金額に税率を掛けて計算します。

なお、土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。

このほか、金地金を売ったときの譲渡所得に対する税金は、給与所得などの他の所得と合算して計算（総合譲渡所得）することとなり、売った金額から取得費、譲渡費用のほか、特別控除額（年間50万円）を差し引いた総合譲渡所得金額を他の所得に合算して計算します。

なお、金地金の所有期間が、売った日現在で5年を超えている場合は、計算した総合譲渡所得の金額の2分の1を他の所得に合算します。

申告書は、ご自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成することができます。作成した申告書は、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」で送信することもできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**）をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

## ○ 令和5年分確定申告の期限内納付と振替期日

令和5年分確定申告の納付期限は以下のとおりですので、期限内の納付をお願いします。

また、「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の納税は、自宅等から手続きができる「ダイレクト納付」や、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

【令和5年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日】

	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和6年3月15日（金）	令和6年4月23日（火）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和6年4月1日（月）	令和6年4月30日（火）

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**）をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

## ○ 「にせ税理士」にご注意

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成及び税務相談といった税理士業務を行うこと（いわゆる「にせ税理士」行為）は、税理士法で固く禁じられています。

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること（「税理士証票」を携行し、「税理士会員章（バッジ）」を付けています。）をご確認ください。

「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身に不測の損害を与えるおそれがありますので、十分にご注意ください。

「にせ税理士」の概要はこちらから確認できます。

詳しいことは、最寄りの税務署にお尋ねください。



○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となっている税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応をお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関する御相談（納付に関する御相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となっている税務署は、下表のとおりです。

名 称	熊本国税局業務センター
所在地	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 (令和6年1月4日(木)から庁舎を移転し業務を行っております。)
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・天草署・山鹿署・宇土署・阿蘇署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto) [検索](#)）をご覧ください。

- ◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)  
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

